

答申第55号（諮問第64号）

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った不開示決定（令和4年1月28日付け千葉市指令都公管第16号の2。以下「本件処分1」という。）は、妥当である。
- 2 実施機関が審査請求人に対して行った部分開示決定（令和4年1月28日付け千葉市指令都公管第16号。以下「本件処分2」という。）及び部分開示決定（令和4年1月28日付け千葉市指令都公管第17号。以下「本件処分3」）に対し審査請求人が実施機関に行った審査請求は、これを却下すべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

審査請求人は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年12月1日付けで、実施機関に対して、公文書開示請求を2件行った。請求内容は次のとおりである。

（1）公文書開示請求（以下「本件開示請求1」という。）

ア 令和3年9月24日付け千葉市達都公管第1号、同2号および同2号の2に係る取消通知の対象となった文書について、当該決定に対する市の決裁文書、打合せ報告、協議文書等の一切の添付資料

イ 前記アに係る文書規定、事務処理要領等の一切の法律、条例、規定のうち、決定根拠に係る条文の全ての写し。

ウ 令和3年9月24日付け千葉市指令都公管第8号による不開示決定通知に係る当該決定に対する市の決裁文書、打合せ報告、協議文書等の一切の添付資料

エ 前記ウに係る文書規定、事務処理要領等の一切の法律、条例、規定のうち、決定根拠に係る条文の全ての写し。

（2）公文書開示請求（以下「本件開示請求2」という。）

ア 令和3年9月24日付け千葉市達都公管第1号、同2号及び同2号の2に係る取消通知の対象となった文書について、令和3年9月24日以前に別途開示請求等がなされていた場合、当該開示請求について市が開示した文書

イ 前記アの当該取消決定により生じる前記アに係る文書の取り扱いに係る決裁文書、打合せ報告、協議文書等の一切の関連文書

ウ 令和3年9月24日付け千葉市指令都公管第8号による不開示決定通知の決定の対象となった文書について、令和3年9月24日以前に別途開示請求がなされていた場合、当該開示請求について市が開示した文書

エ 前記ウの不開示決定により生じる前記ウに係る文書の取り扱いに係る決裁文書、打合せ報告、協議文書等の一切の関連文書

2 本件開示請求1に対する決定について

実施機関は、本件開示請求1に対し、以下のとおり本件処分2及び本件処分3を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 本件処分1

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件開示請求1に対し、前記1(1)イ及びエについては、作成し、又は取得していないため、公文書不存在として、本件処分1を行い、その旨を令和4年1月28日付け千葉市指令公管第16号の2により、審査請求人に通知した。

(2) 本件処分2

実施機関は、条例第11条第1項の規定に基づき、本件開示請求1のうち前記1(1)ア及びウに係る公文書として、次に掲げる公文書3件を特定した。

ア 起案文書：開示決定の取消について（令和3年5月6日付け開示請求）

イ 起案文書：開示決定の取消について（令和3年4月30日付け開示請求）

ウ 起案文書：公文書開示請求の再決定について（令和3年5月6日付け開示請求）

これらの公文書のうち、開示請求者の住所、氏名については、条例第7条第2号本文前段に該当するとして、これらの部分を不開示とする本件処分2を行い、その旨を令和4年1月28日付け千葉市指令都公管第16号により、審査請求人に通知した。

3 本件開示請求2に対する決定について

実施機関は、本件開示請求2に対し、以下のとおり各決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 本件処分3

実施機関は、条例第11条第1項の規定に基づき、本件開示請求2に対し、前記1(2)アに係る公文書として別表1に掲げる公文書20件を特定し、別表2に掲げる「開示しないこととした部分」及び「理由」のとおりに、これらの部分を不開示とする本件処分3を行い、その旨を令和4年1月28日付け千葉市指令都公管第17号により、審査請求人に通知した。

(2) 公文書不開示決定

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件開示請求2に対し、前記1(2)イからエまでを保有しておらず、公文書不存在として、公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、その旨を令和4年1月

28日付け千葉市指令公管第17号の2により、審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分1乃至3を不服として、令和4年2月25日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 実施機関の弁明

実施機関は、本件審査請求に対し、法第9条第3項の規定による読替え後の法第29条第2項の規定に基づき、令和4年7月19日付けで本件審査請求を棄却するとの裁決が妥当であるとする弁明書を作成し、同条第5項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、令和4年8月25日付け4千総政第138号の2により本審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

- (1) 本件処分1の決定過程の是非についての千葉市情報公開審査会への諮問、その上で、同不開示決定の取消し及び請求した根拠法令等、文書の開示
- (2) 本件処分2及び本件処分3について、開示請求から開示までの期間に日時の調整をせずの開示決定とすることの是非について審査会への諮問の上、日時を調整し、通知に記載しての再決定

2 審査請求の理由

- (1) 本件処分1について、開示請求された文書（「令和3年9月24日付け千葉市達都公管第1号、同2号及び同2号の2に係る取消通知の対象となった文書について、当該決定に対する市の決裁文書、打合せ報告、協議文書等の一切の添付資料」に係る文書規定、事務処理要領等の一切の法律、条例、規定のうち、決定根拠に係る条文の全ての写し。）が不存在ということは、令和3年9月24日付け千葉市達都公管第1号、同2号及び同2号の2に係る取消通知は、決定根拠の規定が一切存在しない決定ということになる。

文書処理に決定根拠が不存在ということは考えられず、仮に根拠不存在の決定が存在するのであれば、文書処理上、問題であると考えられる。そのため、不開示理由の千葉市情報公開審査会の適正な審査と、不開示とした根拠規定の開示

を求める。

- (2) 本件処分2及び本件処分3について、「公文書の開示を行う日時及び場所」の項が決定されない決定通知は有効か、審査会への諮問を求める。

また、私は本件について、電話、メールを含め、日時の調整以前に一切の連絡を受けていない。日時の調整について行政の不作為等が該当するのか否か、審査会への諮問を求める。その上で、日時を調整し、決定通知書に日時記載のある形での再度の決定を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明書による説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件開示請求1について

審査請求人は、本件開示請求1以前に別途、公文書開示請求を行っており、当該請求に係る実施機関が行った開示決定等に対して、審査請求書を提出している。当該審査請求を受け、実施機関は改めて当該開示決定等の妥当性を検討したところ、公文書の特定不足や不開示とした理由の提示に不備があったことを認め、実施機関が自ら職権で取り消している（以下「本件取消決定」という。）。

本件開示請求1は、本件取消決定及び本件取消決定後に実施機関が新たに行った開示決定等（以下「本件再決定」という。）に係る文書の開示を求めるものである。

2 本件処分1について

実施機関は、本件開示請求1のうち前記第2の1（1）イ及びエについては、作成し、又は取得していないため、公文書不存在として、不開示とした。

なお、審査請求人は、本件審査請求において「本件処分1について、開示請求された文書が不存在ということは令和3年9月24日付千葉県達都公管第1号、同2号及び同2号の2に係る取消通知は、決定根拠の規定が一切存在しないということになる。文書処理に決定根拠が存在しないことは考えられず、仮に根拠不存在の決定が存在するのであれば文書処理上、問題であると考え。そのため、不開示理由の千葉県情報公開審査会への適正な審査と、不開示とした根拠規定の開示を求める。」旨を主張していることから、これは、本件処分1のうち前記第2の1（1）イを公文書不存在として不開示としたことに係る不服であると考えられる。

前記第2の1（1）イの令和3年9月24日付千葉県達都公管第1号、同2号及び同2号の2に係る取消決定とは、前記1で述べた実施機関が行った本件取消決定のことであり、前記第2の1（1）イは、当該取消決定に係る決定根拠について開示を求めるものであると解される。

公文書開示請求に係る手続については、条例や千葉県公文書開示事務処理要綱

(以下「要綱」という。)に規定されているが、開示決定等を職権により取り消すことについては明記されていない。また、その他の規程においても確認できないため、前記第2の1(1)イについては、公文書不存在により不開示としたものである。

なお、条例は、実施機関に対し、公文書開示請求に係る公文書の開示決定等の処分をする権限を付与すると同時に、かかる処分に瑕疵があった場合、実施機関がこれを取り消す権限を付与しているとみるのが相当であり、明文規定がなくても職権取消が可能であると考えられる。

3 審査請求人の主張(開示を行う日時)について

審査請求人は、本件処分2及び本件処分3について、「公文書の開示を行う日時及び場所」の項が決定されない決定通知は有効か、審査会への諮問を求める旨を主張しているが、本件処分2及び本件処分3に係る決定通知書には、「公文書の開示を行う日時」欄に「※備考欄をご覧ください。」と記載し、「備考」欄には、「あらかじめ日時の調整ができなかったため、都合のよろしい日をご連絡ください。」と記載している。

このように記載したのは、開示決定に時間を要したことで、審査請求人と開示日時の事前調整を行うことができなかったためであるが、審査請求人は、都合の良い日時を実施機関に連絡し、実施機関と日時を調整することで、公文書の開示を受けることができるため、審査請求人にとって不利益な取扱いとはいえない。

また、「公文書の開示を行う日時」は、開示請求に対して、公文書の特定や開示・不開示の範囲を決定した後、開示請求人に連絡し、日時を調整するものであり、決定通知書に記載はしているが、これは開示の実施に係る手続の一部を記載しているにすぎないため、「公文書の開示を行う日時」が記載されていないことをもって、本件処分2及び本件処分3に係る決定通知書が無効になるものではない。

さらには、審査請求人は、「私は本件について、電話、メールを含め、日時の調整以前に一切の連絡を受けていない。日時の調整について行政の不作為が該当するの否か、審査会への諮問を求める。」と主張するが、審査請求の対象となる「不作為」とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいうところ、実施機関は、前述のとおり、本件開示請求に対して、本件処分2及び本件処分3を行っており、既に申請に対する処分がなされていることから、「不作為」に該当しない。

加えて、審査請求の対象となり得る事項としては、本件開示請求に対して、実施機関が行った公文書の特定や開示・不開示の範囲であって、審査請求人が主張する本件処分2及び本件処分3に対する不服は、審査請求の対象外であるから、審査請求において求めることができないものと言わざるを得ない。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件処分1について

審査請求人は、本件処分1に対する不服として、取消決定の根拠が不存在ということ考えられず、仮に根拠不存在の決定が存在するのであれば、文書処理上、問題であるため、不開示理由の千葉県情報公開審査会の適正な審査と、不開示とした根拠規定の開示を求める旨を主張している。

(1) 本件開示請求1について

審査請求人は、本件開示請求1以前に別途、公文書開示請求を行っており、当該請求に係る実施機関が行った開示決定等に対して、審査請求書を提出している。実施機関は、当該審査請求を受け、改めて当該開示決定等の妥当性を検討したところ、公文書の特定不足や不開示とした理由の提示に不備があったことを認め、本件取消決定を行った。

本件開示請求1は、本件取消決定及び本件再決定に係る文書の開示を求めるものである。

(2) 本件処分1について

公文書開示請求に係る手続については、条例や千葉県公文書開示事務処理要綱に規定されているが、これらの規程には、開示決定等を職権により取り消すことについては明記されていない。また、その他の規程においても、取消決定に係る規定は確認できない。

したがって、実施機関が前記第2の1(1)イの文書を保有していないことは明らかであり、当該文書を保有していないとした実施機関の判断は、妥当である。

なお、条例は、実施機関に対し、公文書開示請求に係る公文書の開示決定等の処分をする権限を付与すると同時に、かかる処分に瑕疵があった場合、実施機関がこれを取り消す権限を付与しているとみるのが相当であり、明文規定がなくても職権取消が可能であると考えられる。

2 本件処分2及び本件処分3について

審査請求人は、本件処分2及び本件処分3に対する不服として、「公文書の開示を行う日時及び場所」の項が決定されない決定通知は有効か、「本件について、電話、メールを含め、日時の調整以前に一切の連絡を受けていない。日時の調整について行政の不作為等が該当するのか否か」という2点について、審査会への諮問を求める旨を主張している。

(1) 「公文書の開示を行う日時及び場所」の項が決定されない決定通知は有効であるかについて

審査請求人は、本件処分2及び本件処分3に対する不服として、「公文書

の開示を行う日時及び場所」の項が決定されない決定通知は有効か、審査会への諮問を求める旨を主張しているが、「公文書の開示を行う日時及び場所」については、部分開示決定通知書に記載することになってはいるが、これは開示の実施に係る手続の一部を記載しているものにすぎない。

(2) 「日時の調整について行政の不作為等に該当するのか否か」について

審査請求人は、本件処分2及び本件処分3に対する不服として、本件について、電話、メールを含め、日時の調整以前に一切の連絡を受けていないが、日時の調整について行政の不作為等が該当するのか否か、審査会への諮問を求める旨を主張しているが、審査請求の対象となる「不作為」とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をしないことをいう（法第3条）ところ、日時の調整については開示の実施にかかる手続の一部にすぎないことから、不作為は存在せず、ここでいうところの「行政の不作為」には該当しない。

(3) 審査請求の適法性について

審査請求の対象となり得る事項としては、本件開示請求に対して、実施機関が行った公文書の特定や開示・不開示の範囲又は申請に対する不作為であるが、審査請求人が主張する前記(1)は公文書の特定や開示・不開示の範囲又は申請に対する不作為のいずれにも該当せず、同(2)は前述のとおり申請に対する不作為に該当しないことから、審査請求の対象とはなりえず、不適法であると言わざるを得ない。

(4) 以上のことから、本件処分2及び本件処分3に係る本件審査請求は、不適法となることから、行政不服審査法第45条第1項に基づき却下すべきである。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

No.	本件処分 3 において特定した公文書の件名
1	【千葉市宛】令和元年 10 月 31 日付け「公文書開示請求書」
2	【千葉市宛】令和 2 年 9 月 29 日付け「公文書開示請求書」及び別紙
3	【千葉市宛】令和 2 年 10 月 16 日付け「公文書開示請求書」
4	【千葉市宛】令和 2 年 10 月 30 日付け「公文書開示申出書」及び別紙
5	No. 1 に係る起案文書、「部分開示決定通知書」
6	No. 2 に係る起案文書、「不開示決定通知書」
7	No. 3 に係る起案文書、「全部開示決定通知書」、「部分開示決定通知書」、「不開示決定通知書」
8	No. 4 に係る起案文書、「全部開示決定通知書」、「部分開示決定通知書」、「不開示決定通知書」
9	【千葉マリンスタジアムの指定管理者である株式会社千葉ロッテマリーンズ宛】 令和元年 12 月 20 日付け「公文書開示請求書」及び別紙
10	【千葉マリンスタジアムの指定管理者である株式会社千葉ロッテマリーンズ宛】 令和 2 年 7 月 13 日付け「対象文書開示申出書」
11	【千葉マリンスタジアムの指定管理者である株式会社千葉ロッテマリーンズ宛】 令和 2 年 1 月 27 日付け「公文書開示請求書」及び別紙
12	【千葉マリンスタジアムの指定管理者である株式会社千葉ロッテマリーンズ宛】 令和 3 年 2 月 20 日付け「公文書開示請求書」
13	【千葉マリンスタジアムの指定管理者である株式会社千葉ロッテマリーンズ宛】 令和 3 年 2 月 26 日付け「公文書開示請求書」
14	【千葉マリンスタジアムの指定管理者である株式会社千葉ロッテマリーンズ宛】 令和 3 年 3 月 13 日付け「公文書開示請求書」
15	No. 9 に係る「全部開示決定通知書」
16	No. 10 に係る「不開示決定通知書」
17	No. 11 に係る「全部開示決定通知書」
18	No. 12 に係る「部分開示決定通知書」及び別紙、「不開示決定通知書」
19	No. 13 に係る「部分開示決定通知書」及び別紙、「不開示決定通知書」
20	No. 14 に係る「不開示決定通知書」

別表 2

No.	本件処分 3 において開示しないこととした部分	理 由
1	「公文書開示請求書」、「公文書開示申出書」、「対象文書開示申出書」のうち、請求者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス	条例第 7 条第 2 号本文前段該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
2	「全部開示決定通知書」、「部分開示決定通知書」、「不開示決定通知書」のうち、宛先の住所、氏名、千葉ロッテマリーンズ職員の氏名、公文書件名に記載されている氏	
3	「起案文書」のうち、請求者の住所、氏名、公文書件名に記載されている氏名	
4	令和 2 年 1 0 月 3 0 日付け「公文書開示申出書」別紙のうち、千葉ロッテマリーンズ職員及びボランティアスタッフの氏名、ボランティアスタッフの E メールアドレス、ムービーのリンクアドレス	
5	「部分開示決定通知書」、「不開示決定通知書」のうち、千葉ロッテマリーンズの「印影」	条例第 7 条第 3 号ア該当 複製等により悪用されるおそれがあり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
令和 4 年 4 月 2 5 日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 1 0 月 2 0 日	審議 (第 1 6 3 回情報公開審査会)
令和 4 年 1 1 月 2 4 日	審議 (第 1 6 4 回情報公開審査会)
令和 5 年 1 月 1 3 日	審議 (第 1 6 5 回情報公開審査会)
令和 5 年 3 月 6 日	審議 (第 1 6 6 回情報公開審査会)
令和 5 年 7 月 1 3 日	審議 (第 1 6 7 回情報公開審査会)

千葉県情報公開審査会委員名簿
 (令和2年10月1日～令和4年9月30日)

氏名	役職	備考
大久保 佳 織	弁護士	
大 林 啓 吾	慶応義塾大学法学部政治学科教授	
田部井 彩	中央学院大学法学部准教授	
鶴 見 泰	弁護士	会 長
皆 川 宏 之	千葉大学大学院社会科学研究院教授	職務代理者

千葉県情報公開審査会委員名簿
 (令和4年10月1日～令和6年9月30日)

氏名	役職	備考
大久保 佳 織	弁護士	
大 林 啓 吾	慶応義塾大学法学部政治学科教授	
田部井 彩	中央学院大学法学部准教授	職務代理者
皆 川 宏 之	千葉大学大学院社会科学研究院教授	会 長
米 良 英 剛	弁護士	